

仕 様 書

1 件名

江東お店の魅力発掘発信事業（ことみせ）業務委託

2 事業目的

江東区内の中小小売店舗等が登録できる本事業の登録店（以下「登録店」）の魅力を発掘し十分に発信することにより、地域経済の活性化や区のイメージアップを図ることを目的として、日常的な取材や記事の編集及び魅力ある情報を電子、紙媒体両方で発信を行う事務局を運営する。

また、事業登録店の販売促進等を目的として、クーポン等が提供できるWEBサイト等を運営するとともに、利用促進を図る周知イベントを企画運営する。

3 委託業務内容

（1）事務局の運営

- ① 区内所定の区が指定する地域（商店街内の店舗）に事務局を置くこと。
- ② 職員は、責任者1名、スタッフ2名の計3名以上を勤務させ、事前に区に登録することとする。
- ③ 事務局の閉局日は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。
- ④ 事務局では以下の業務を行う。
 - ・情報誌及びWEBサイトの取材、編集及び運営
 - ・住民及び登録店からの事業内容に対する問い合わせへの対応（9時～17時）
 - ・新規登録店の勧誘
 - ・登録店の新規登録、基本情報の変更、解約の受付
 - ・情報誌の都営地下鉄駅内ラック（7か所）への配布、JR 亀戸駅内ラック及びゆりかもめ9駅への情報誌配置（適宜）
 - ・配布協力場所への情報誌配置及び配送（適宜）
 - ・登録店（令和4年10月末現在約940店）の現状確認（年度内に全登録店に実施）
 - ・情報誌の配布先の開拓
 - ・登録店や利用者に対する事業アンケートの実施
 - ・関係団体及び登録店への情報提供
 - ・店舗・事業所以外への送付の管理
- ⑤ 事務局職員は、事業目的を十分理解の上、質の高いサービスに努めること。
- ⑥ 毎月以下の項目を含む月報を区に提出すること。
 - ・WEBサイトのアクセス件数及び掲載結果
 - ・イベントの実績報告書

・その他区の必要とするもの

- ⑦ 必要に応じ、区担当者とミーティングを行い、事業の進展状況の報告や課題等についての協議をすること。
- ⑧ 事業終了時に事業の進展状況や成果についての報告書を区に提出すること。
- ⑨ 管理運営上の疑義が生じた場合は、迅速に区と協議し、区の指示に従うこと。

(2) 情報誌の作成

- ① 登録店を紹介する情報誌「ことみせ」を年6回隔月にて発行すること。
- ② サイズ及びページ数は、H257×W210 (B5 長手×A4 短手) でクーポン用紙を含む28ページの本紙とし、フルカラーとする。
- ③ 1号あたり、登録店を32店以上掲載すること。
- ④ 情報誌の発行にあたっては、登録店の取材、記事の作成、原稿(版下)までを完成させ、区の指定する様式にて納入を行うこと。
- ⑤ 情報誌の利用促進に繋がるよう、登録店の紹介の他に、特集記事の掲載等により内容の充実を図っていくこと。
- ⑥ 情報誌には、登録店で使用できるクーポンを掲載すること。
- ⑦ 毎号作成に取り掛かる前に、区と編集会議を行い、デザイン、取材店や掲載内容等について提案を行ったうえで協議すること。
- ⑧ 区で行う校正は、文字校正が2回、色校正が1回とする。

(3) WEBサイトの管理運営

- ① 現在登録されている登録店を紹介するWEBサイト「ことみせWEB」の管理・運営を行うこと。
- ② WEBサイトの利用促進に繋がるよう、必要に応じ、区担当者と協議の上、WEBサイトの改修を行うこと。
- ③ 登録店を紹介する記事を作成し、WEBサイトに公開すること。
- ④ サーバについては、事務局以外の場所に設置をすることを認めるが、事前に区の承諾を得ること。また、サーバの維持管理については、当事業の受託者が選定した事業者へ委託することができるが、委託にあたっては仕様内容の実装可否、セキュリティを考慮したうえで選定し、事前に区の承諾を得ること。
- ⑤ 不慮の障害に備え、バックアップ用サーバを別途設置すること。
- ⑥ 登録店の基本情報の登録、変更、削除を受付けた際には、WEBサイトへ即時反映すること。また反映情報を区に提供すること。
- ⑦ 登録店独自情報ページについては、電話、メール、FAX等によるサポートを実施し、公開増加に繋げること。
- ⑧ WEBサイトの利用促進に繋がるよう、登録店の紹介の他に、まち情報の記事を掲載すること等により内容の充実を図っていくこと。
- ⑨ WEBサイト内の登録店独自の情報発信ページやSNS (Twitter、

Facebook、Instagram)を管理し、不適切とされる内容があった場合には、適宜削除等の対応を行うこと。判断が難しい場合には、区に協議のうえ、対応すること。

- ⑩ 区でWEBサイトの情報更新ができるようにし、サポートを行うこと。
- ⑪ WEBサイト運営に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行い、特に個人情報管理に留意すること。
- ⑫ WEBサイトへの不正な侵入、システムの停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。また、第三者からサーバへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた等障害が発生した場合には、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに、その内容等を区に連絡すること。
- ⑬ WEBサイトの管理・運営に関し、本委託期間終了後に円滑な引継ぎができるよう、WEBサイト構成の整理及び文書化を行い、提出すること。

(4) 多言語による情報発信

- ① WEBサイト英語ページの管理・運営（登録店基本情報の翻訳機能）
- ② 外国人向けの情報発信として、外国人目線で登録店を取材できるスタッフを1名以上勤務させ、60件程度（1年間）登録店を紹介する記事の英語版を作成し、WEBサイトで公開すること。

(5) イベントの企画運営

- ① 区が承認した来街者向け及び利用促進を図る周知イベントの企画運営を実施すること。
- ② イベントは年6回程度実施すること。
- ③ 江東こどもまつり、江東区民まつりが開催される場合で、主催する団体の参加許可が得られる場合は参加すること。（上記②に含む）

4 事務局内の備品等

事務局を運営するのにあたり必要と思われる物品（机、椅子、PC、FAX、プリンター、カメラ等）については、受託者が用意する。

5 運営経費

取材等に関する旅費、事務所賃料（光熱費等諸経費含む）、通信費（電話料金及びインターネット回線料金）、情報誌配布に係る経費及び消耗品費については、受託者の負担とする。

6 成果物

以下のものを電子データにより納品すること。また、区の必要に応じ、情報誌等に使用した写真やイラスト等についても納品を行うこと。

(1) 情報誌

印刷原稿頁ごとのPDF形式データ

(2) WEBサイト

運営及び改修に関連した資料一式

7 所有権及び著作権

本業務に関する情報誌、WEBサイト等の新たに発生した著作権は、区に帰属するものとし、無断でほかの目的に使用してはならない。なお、区より貸し出した写真、データ等は契約満了または解除時に全てを速やかに返却するものとする。

8 履行場所

区が指定する場所

9 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

10 支払時期

支払いは月ごととし、区は業務完了を検査した後、請求に応じて支払うこととする。ただし、情報誌作成費用については、各号の業務完了の検査後に、毎月の支払いと合わせて支払うこととする。

11 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 受託者は、秘密の漏洩がないよう十分注意するとともに、データ管理について万全の措置を講ずるものとする。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

12 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関する特記条項により適切に管理すること。

13 その他

本仕様書の他に明示されていない事項については、区担当者と協議のうえ定めるものとする。

【担当】

江東区地域振興部経済課商業振興係

鵜 沼

TEL : 3 6 4 7 - 9 5 0 2